

暮らし・手続き

ごみ・衛生・ペット

[ホーム](#) > [暮らし・手続き](#) > [ごみ・衛生・ペット](#) > [ペット（犬の登録、狂犬病予防注射、猫の管理について）](#)

ペット（犬の登録、狂犬病予防注射、猫の管理について）

担当:町民課 生活環境係 TEL:0135-48-9838 FAX:0135-42-3611

ペット

ペットとしてかわいいワンちゃんも、人間と同じように登録や予防接種が必要です。

犬の登録をしない、犬に狂犬病予防注射を受けさせない、鑑札・注射済票を付けない場合は、法律により罰金又は料金が科せられますのでご注意ください。（20万円以下の罰金）

● 犬の登録

犬を飼うときは、飼い始めの日（生後90日以内の犬を飼い始めるときは、生後90日を経過した日）から30日以内に犬の生涯に1度の登録をしなければなりません。

登録事項

所有者の住所／氏名、犬の所在地／種類／生年月日／毛色／性別／名前／特徴など

登録手数料

3,000円（鑑札を含む）

● 変更届等

飼い犬が死亡したり飼い主が変わったときは、それぞれ死亡届・変更届を提出しなければなりません。犬を譲るときは鑑札も一緒に渡し、新しい飼い主になる方へ、居住する市町村で変更の手続きをされるようお話しください。

届出に必要なもの

鑑札／注射済票／印鑑

届出の内容

犬の飼い主の氏名・住所／登録年度・登録番号／死亡の年月日

狂犬病予防注射

犬を飼っている人には、飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。登録済みの犬の飼い主には、役場から通知しています。町では年2回（春・秋）実施しておりますが、受けることができない場合は、もよりの動物病院でも受けられます。

狂犬病は人に感染し発病すると死亡率が100%という恐ろしい病気です。

予防注射を必ず受け、注射済票を受け取りましょう。鑑札と注射済票は犬の身分証明となります。

予防注射料金

3,240円（注射済票含む）

TNR活動について

古平町では、公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

公益財団法人どうぶつ基金の行うさくらねこ無料不妊手術事業の詳細について（外部サイトに移動します）